



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子氏

Q1 過労死対策、メンタルヘルスチェックと労働者の健康を維持するための産業医の役割が増えました。このたび産業医制度が変わるそうですが、どのようになるのでしょうか？

A1 労働安全衛生法により、常時50人を使用する事業場(会社単位ではない)では産業医を選任しなくてはなりません。

近年、過労死対策など労働者の健康確保対策が重要視され産業医の役割が増加しています。

さらに平成27年12月からはストレスチェック制度が新たに導入され、ストレスチェック及び面接指導の実施が産業医の職務に追加されました。産業医が対応すべき業務が増加していることもあり、巡視が適切に行われていない事業所もありました。

そのため、厚生労働省では「産業医の在り方に関する検討会」が7回にわたり開催され、これらを踏まえて、今回の改正は、衛生管理者や衛生委員会でカバーできれば、巡視の回数を2ヶ月に1回にできるようになります。

【現行】(安衛則15条)

産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、労働者の健康障害防止のために必要な措置を講ずる。

【改正内容】平成29年6月施行

少なくとも毎月1回行うこととされている産業医による作業場等の巡視について、事業者から毎月1回産業医に次に掲げる情報が提供されている場合であって、事業者の同意がある場合には、産業医による作業場等の巡視の頻度を、少なくとも2ヶ月に1回とすることを可能とする。

- ①衛生管理者がすくなくとも毎週1回行う作業場等の巡視の結果
- ②①に掲げるもののほか、衛生委員会等の調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの

Q2 長時間労働者に対し、産業医はどんなことをするでしょうか？

A2 事業者は、月100時間の時間外・休日労働を行い疲労の蓄積が認められ本人の申出があれば、産業医による面接指導を実施する必要があります。

その面接指導を踏まえた医師の意見を聴き必要と認める時は、労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講じなければなりません。

政府は、大手広告代理店の社員の自殺したケース等を踏まえ、平成28年12月26日付けで「過労死等ゼロ」緊急対策を公表しました。自殺するほど働く日本であってはならないと言う政府の決意と受け止めることができます。

今回の改正により、ハイリスクな労働者を見逃さない取組の徹底として、事業者が月100時間を超える労働者の氏名等の情報提供を義務付けられることで、産業医としては事業者に対し、より積極的に面接指導申出を求めることができるのではないかと期待されます。

【現行】(安衛法66条の8、安衛則52条の2)

事業者は、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1ヶ月当たりの100時間を超える労働者について、当該労働者からの申出に基づいて医師による面接指導を行う

【改正内容】平成29年6月施行

事業者は、毎月1回以上、一定の期日を定めて、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1ヶ月当たり100時間を超える労働者の氏名および当該労働者に係る超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければならないものとする

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980